資料３

「近畿圏広域地方計画」への対応

平成 26 年 3 月 27 日
本　部　事　務　局

１　対応方針（11.21 連合委員会での合意より）

(1) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度に、関西圏域の基本推計・主要シナリオを基にした課題抽出と政策コンセプトの展望研究を行い、成果を基に国に全国計画見直しに向けた提案を実施

(2) 近畿圏広域地方計画改定への参画

平成 27 年度以降、研究成果を基に、関西広域連合として近畿圏広域地方計画策定に積極的に関わることで、策定権限の移譲に向けて実績を示す

２　平成 26 年度以降の対応（案）

(1) 国への提案

平成 26 年度以降、①国出先機関の地方移管の継続的要請に加え、その突破口を開く取組の一つとして、②近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲、③策定権限の移譲が実現するまでの当分の間、実績を示すための近畿圏広域地方計画策定への参画等、を国へ提案

(2) 次期近畿圏広域地方計画（素案）の策定

策定権限の移譲が実現するまでの取組として、産官学の検討会を立ち上げ、次期近畿圏広域地方計画の基となる素案の策定を目指す

(3) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度は、次期近畿圏広域地方計画（素案）の策定を視野に入れ、関西圏域の展望研究を行う

①「研究会群」による政策コンセプトの研究

研究テーマを設定し、テーマごとに著名な有識者を核とした「研究会群」を設置し、課題抽出及び政策コンセプトの研究を行う

研究テーマ例	研究内容イメージ
地域間競争が激化する中での関西経済のあり方	・ポスト東京五輪を睨み、世界の中で東京に対して関西が果たす役割 ・国際経済拠点、観光・文化交流拠点、高度人材集積拠点のあり方 （最先端の科学技術基盤を活用した医療等のｸﾗｽﾀｰや、各地域の世界的な歴史・文化遺産群を核としたﾈｯﾄﾜｰｸ型拠点の可能性等） ・拠点性を生み出すインセンティブのあり方 （ﾐｯｼﾝｸﾞﾘﾝｸの解消、ﾘﾀﾞﾝﾀﾞﾝｼｰの確保に配慮した高速交通網（ﾘﾆｱ等）や、ｸﾗｳﾄﾞを活用した高速通信ｼｽﾃﾑの構築とこれらを活かすしくみ等）等
人口減少社会における関西圏域の持続可能な地域構造のあり方	・多自然居住地域、都市、都市周辺地域（ニュータウン）のあり方 （都市と農村の近接性を活かした各地域の姿と交流のしくみ等） ・社会資本・空間管理のあり方とクラスター居住の可能性 ・住民の移動を支える地域内交通ネットワークの将来像 ・防災や環境の視点も踏まえた新しいまちづくりのあり方　等
新しいライフスタイルに対応した関西全体で支えあうしくみのあり方	・新たなライフスタイル・ワークスタイルのあり方 （多様なｺﾐｭﾆﾃｨﾋﾞｼﾞﾈｽの創設、二地域居住・ﾃﾚﾜｰｸ等の普及のしくみ） ・子ども、女性、若者、高齢者、それぞれが支え合うしくみのあり方 （女性が働きながら子育てする関西の打ち出しとｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞのしくみ等） ・多重的な医療システム、健康寿命の延伸に向けた取組のあり方　等 ・海外からの移住者を活用するしくみの可能性

（参考）政策コンセプトのイメージ

○　関西経済：世界から高度人材が集積する関西経済特別区域圏の創造等
○　地域構造：参画と協働による新しいクラスター型まちづくりの先導等
○　支え合い：CB を核にしたみんなで支え合う共助コミュニティの創造等

② 関西圏域の展望研究チームによる検討

構成府県市の担当課長等を構成員とする展望研究チームを設置し、研究会群を下支えする

※　本部事務局計画課を事務局とし、展望研究チームの下に、本部事務局各課横断の「ワーキングチーム」を設置。各府県市のキーパーソンに意見聴取しながら、①基本推計及び主要シナリオ、②課題抽出・政策コンセプトの素案を検討

［参考］「国土強靱化基本法」に基づく対応検討

地域計画の策定ガイドライン（＊）の内容を早期に把握し、広域でとりまとめる必要のある項目について検討

※　平成 25 年 12 月 11 日「国土強靱化基本法」施行。同 17 日政策大綱決定
平成 26 年 5 月の基本計画閣議決定に合わせ、各都道府県及び市町村による地域計画の策定ガイドライン（＊）を策定予定

3　想定スケジュール

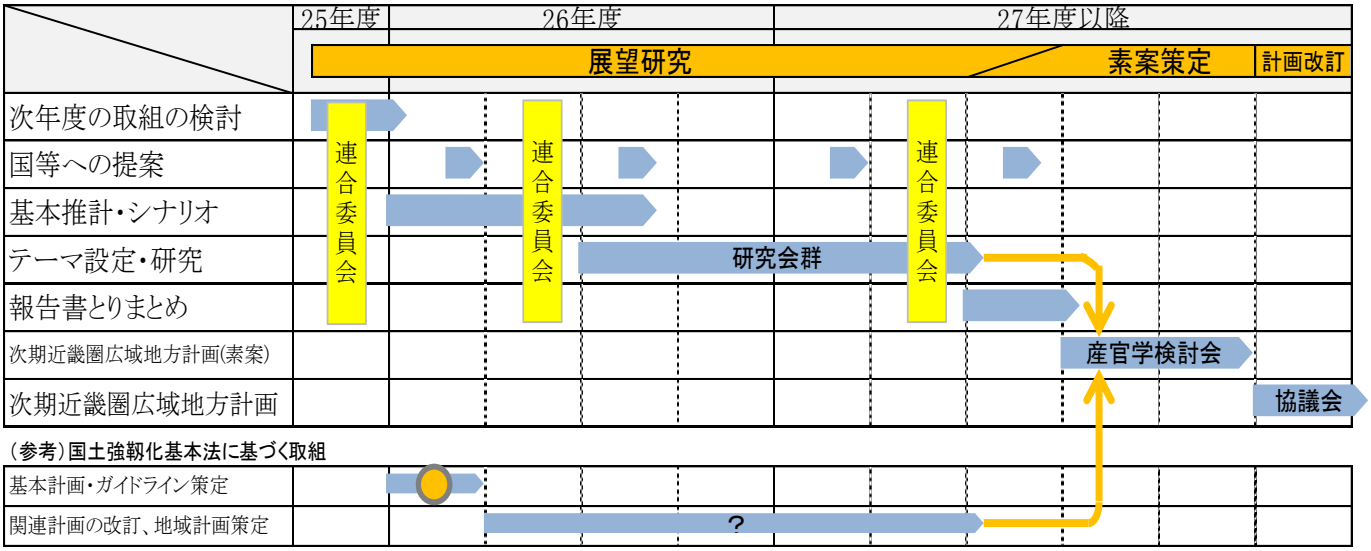

（参考１）

国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）について

１　国土形成計画の概要

国土形成計画

全国計画

H20.7.4閣議決定 ➡ 全国計画 ｜ 計画期間：概ね10年間

・国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する政策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進

第1部　基本的な考え方
- 第1章　時代の潮流と国土政策上の課題
- 第2章　新時代の国土構造の構築
- 第3章　新しい国土像実現のための戦略目標
- 第4章　計画の効果的推進

第2部　分野別施策の基本的方向
- 第1章　地域の整備に関する基本的な施策
- 第2章　産業に関する基本的な施策
- 第3章　文化及び観光に関する基本的な施策
- 第4章　交通・情報通信体系に関する基本的な施策
- 第5章　防災に関する基本的な施策
- 第6章　国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策
- 第7章　環境保全及び景観形成に関する基本的な施策
- 第8章　「新たな公」による地域づくりの実現に向けた基本的な施策

第3部　広域地方計画の策定・推進
- 第1章　基本的な考え方
- 第2章　独自性のある広域地方計画の策定

広域地方計画

H21.8.4大臣決定 ➡ 広域地方計画 ｜ 計画期間：概ね10年間

・全国計画に基づいた広域ブロックの国土の形成に関する方針、目標
・広域の見地から必要と認められる主要な施策に関する事項

［国土形成計画法の概要］

(1) 全国計画

・　国土交通大臣が、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。

・　都道府県・指定都市は、単独または共同で、変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に提案することができる。

(2) 広域地方計画

・　国土交通大臣が、広域地方計画協議会の協議を経て、関係行政機関の長に協議して計画を策定する。

・　広域計画区域内の市町村（協議会の構成員である市町村は除く。）は、単独でまたは共同で、変更について素案を添えて、都府県を経由して、国土交通大臣に提案することができる。

（広域地方計画協議会）

・　広域地方計画及びその実施に関し協議するため、広域地方計画区域ごとに国の地方支分部局、関係都道府県、関係指定都市からなる協議会を設ける。

・　協議会は、区域内の市町村、区域に隣接する地方公共団体その他密接な関係を有する者を協議会に加えることができる。

［参考：近畿圏広域地方計画の概要］

近畿圏広域地方計画

○　関西の特徴と課題

○　関西の目指す姿と課題

1　歴史・文化に誇りを持って本物を産み育む圏域
2　多様な価値が集積する日本のもう一つの中心圏域
3　アジアを先導する世界に冠たる創造・交流圏域
4　人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域
5　都市と自然の魅力を日常的に享受できる圏域
6　人々が自律して快適で豊かに暮らせる高福祉圏域
7　暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域

○　主要プロジェクト

1　文化首都圏プロジェクト
2　関西の魅力巡りプロジェクト
3　次世代産業を創造する「知の拠点」プロジェクト
4　大阪湾ベイエリア再生プロジェクト
5　広域物流ネットワークプロジェクト
6　CO_2削減と資源循環プロジェクト
7　水と緑の広域ネットワークプロジェクト
8　関西を牽引する賑わい創出プロジェクト
9　農山漁村活性化プロジェクト
10　広域医療プロジェクト
11　広域防災・危機管理プロジェクト

○　計画の効果的な推進

（参考２）

国土強靱化に係る国の動向等について

１　経　過

○平成 25 年 12 月 11 日
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行

○平成 25 年 12 月 17 日
国土強靱化推進本部にて、「国土強靱化政策大綱」及び「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を決定

２　検討状況

現在、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（座長：藤井聡京都大学教授）にて以下の事項について検討中。

（１）　国土強靱化基本計画の策定 ＜第 10 条関係＞

国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化政策大綱をもとに、脆弱性評価の結果の検証や地方公共団体等の意見を踏まえ、本年５月を目途に作成

（２）　国土強靱化地域計画（都道府県又は市町村が策定 ＜第 13 条関係＞）策定ガイドラインの作成

地方公共団体や民間事業者等の関係者が総力をあげて取組むことが不可欠であることから、地域計画の円滑な策定が図られるよう、基本計画の決定時期に、地域公共団体の参考となるガイドラインを作成

ガイドライン作成にあたっての論点例
○地域計画における脆弱性評価の評価手法について　○地域特性の考慮について
○重点化・優先順位付けのメルクマールについて　○体制及び住民参加の手法について　等

３　当面のスケジュール

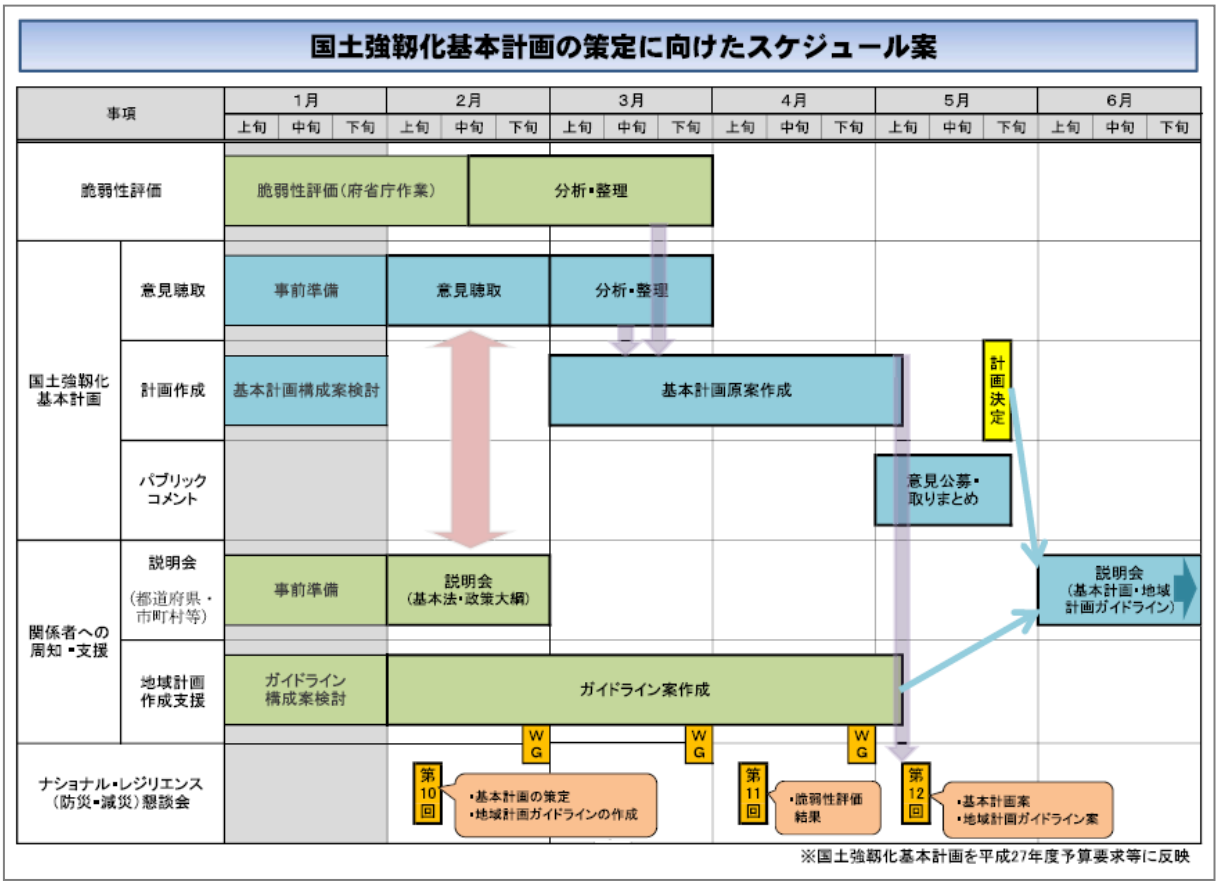

強くしなやかな国民生活の実現を図るための
防災・減災等に資する国土強靱化基本法

概　　要

□目的、基本理念

・大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資する

・必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける（国土強靱化基本計画は、その指針となる）

□基本方針

1　人命の保護が最大限図られる
2　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3　国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
4　迅速な復旧復興を可能とする
5　ソフト・ハード施策の組み合わせによる国土強靱化推進のための体制を整備する
6　自助・共助・公助の適切な組み合わせによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす
7　実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る

□基本計画・脆弱性評価・地域計画

・　国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする（＝アンブレラ計画）
（具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ）

・　計画の策定に先立ち、脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を行うとともに、地方公共団体等の意見も聴取

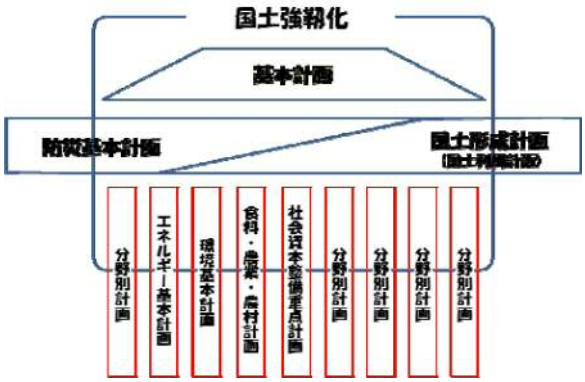

・　都道府県・市町村は、当該都道府県・市町村の他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を定めることができる（＝アンブレラ計画）

国土強靱化を推進するための国の体制

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全ての大臣が参加する国土強靱化推進本部（第１回）を平成25年12月17日に開催しました。

同本部では、基本計画の基となり、強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となる国土強靱化政策大綱と、基本計画策定に先立ち実施する脆弱性評価の指針が決定されました。

国土強靱化推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
国土交通大臣

本部員：上記以外の全大臣

国土強靱化政策大綱

概　　要

□国土強靱化政策大綱について

・国土強靱化基本計画の基となり、強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となるもの

□第１章　基本的考え方

・国土強靱化の理念、基本的な方針等、特に配慮すべき事項

□第２章　プログラムの推進方針

・事前に備えるべき８の目標、起こってはならない４５の事態、事態を回避する４５のプログラム（このうち重点化すべき１５プログラム*）を選定

□第３章　施策分野の推進方針

・４５のプログラム推進及びより長期的な観点から必要な取組を、１２の個別施策分野と３の横断的分野に分類して推進方策として取りまとめ

（12の個別施策分野の推進方針の例）

①行政機能／警察・消防等：中央省庁全体の計画の策定、府省庁及び地方公共団体の業務継続計画の充実

②住宅・都市：密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策

③保健医療・福祉：防災拠点における診療ユニットの活用、地域における講習の充実

④エネルギー：石油・LPｶﾞｽｻﾌﾟﾗｲﾁｪｰﾝの機能確保（訓練及び備蓄から供給までの一連の対策）

⑤金融：災害時の情報通信機能・電源等の確保、BCP/BCM構築の促進・向上

⑥情報通信：情報通信の相互依存関係の見える化、長期電力供給停止等の脆弱性評価と対策

⑦産業構造：グループBCPや業界BCPの策定、実効性向上、地方強靱化BCPの策定

⑧交通・物流：代替輸送ルートの早期確保（リニア中央新幹線等）

⑨農林水産：被災後における食料等の安定供給機能の維持のためのハード・ソフト施策

⑩国土保全：施設整備等と津波防災地域づくり等のソフト施策による被害最小化

⑪環境：自然環境を積極的に活用した防災・減災対策の推進

⑫土地利用（国土利用）：多様な地域が自律性を高め、国家・社会の諸機能を適切に分担し、国全体として一体的・有機的に協調して対応できる「自律・分散・協調」型国土の形成

（３の横断的分野の推進方針の例）

①リスクコミュニケーション：双方向のコミュニケーション、教育、訓練、啓発（全世代が生涯にわたり継続）

②老朽化対策：個別施設ごとの長寿命化計画に基づく、PDCAサイクルの構築

③研究開発：人材の育成、研究開発に対するインセンティブの導入